

「為替特約付外貨定期預金＜ターゲットA＞の商品概要説明書」

(2022年6月27日現在)

(1) 重要事項(＜ターゲットA＞)

満期元利金 償還方法	<p>本商品の満期元利金償還方法は次のいずれかによります。</p> <p>① 円貨償還となる場合</p> <p>満期日の2営業日前東京時間午後3時の市場実勢為替相場（以下、判定日相場）が、「特約判定相場」（注1）より円安の場合は税引後外貨元利金を「特約相場」（注2）で円貨に転換して償還いたします。</p> <p>（注1）特約判定相場：満期日の償還通貨を決定するために判定日の市場実勢相場と比較する基準となる相場です。この相場で円に転換するものではありません。</p> <p>（注2）特約相場：満期日に外貨元利金を円に転換する際の相場です。預入時に予め決定されます。</p> <p>② 外貨償還となる場合</p> <p>判定日相場が特約判定相場と同水準またはそれよりも円高の場合は、円貨への転換は行わず、税引後外貨元利金をもって本預金の預入期間と同期間の自動継続外貨定期預金（元利金継続）を作成するものとします（作成された外貨定期預金に適用する利率は、作成日の当行店頭掲示の利率とします）。</p>
償還通貨決定の 判定	<p>① 判定日相場が特約判定相場の水準に達したか否かの判定は当行が行います。</p> <p>② 判定にあたっては、同種の判定が市場で行われる場合はそれに従うほか、為替情報端末（ロイター等）により確認でき、かつ当行が実際に市場において取引可能な相場を基準として決定します。なお、当行にて判定日相場が特約判定相場に達したことを証明する書面等は発行しません。</p> <p>③ 特約判定相場との比較は判定日相場との間でのみ行うこととし、それ以外の日時の相場は比較対象となりません。（従って、預入日以降満期日までの間の判定日時以外の日時に市場実勢相場が特約判定相場の水準に達しても、償還通貨決定はありません。）</p>
為替変動リスク (為替差損益)	<p>① 本預金は通常の為替予約なし外貨定期預金とは異なり、円貨償還が決定した場合は、満期日の市場実勢相場が預入相場比円安でも円安による為替益を得ることはできず、予め定められた特約相場で円に転換されます。</p> <p>② また、本預金を中途解約する場合や、外貨償還後通常の為替予約なし外貨定期預金となった場合は、特約相場での円転は行われず、為替リスクがあることや、その後円に転換した際に為替差損益が発生した際の税務申告等はお客さま自身の理解・責任において対応いただきます。（その場合、解約時の為替相場は解約当日の当行TTB相場を適用しますので、本預金の預入当時から為替変動がなかつた場合でも、本預金預入相場であるTTM相場（仲値）とTTB相場の差（例 米ドル：1円）により円貨ベースで元本割れする場合があります。）なお、為替差損益等の会計税務処理は専門の会計士・税理士にご相談ください。（公表相場については窓口にご照会ください。）</p>

重要事項(<ターゲットA>) (続き)

手数料等	<p>① 特約相場を取り組むための手数料は必要ありません。</p> <p>② 本預金を解約し、外貨で払い戻す場合、当行所定の手数料が必要な場合があります。</p> <p>③ 外貨償還の結果作成された外貨定期預金の払い戻しに際し、当行所定の手数料がかかる場合があります。</p> <p>(注) 当行所定の手数料については(2)その他の商品概要をご参照ください。</p>					
預金保険	本預金は、外貨償還後の外貨定期預金も含めて預金保険の対象外商品です。					
権利の制限 中途解約 預入中止の禁止	<p>原則として、満期到来前にその全部または一部を解約することはできません。</p> <p>また、いったん申込を受け付けた後の預入中止もできません。</p> <p>ただし、当行がやむを得ないものと判断した場合、中途解約や預入中止に応ずることがあります。その場合、次に定める違約金をお支払いいただきます。</p>					
違約金額の計算方法	<p><u>違約金額 = (当初約定元利金 × 取引再構築コスト (①)) + 残存期間資金コスト (②)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 取引再構築 コスト</td> <td>解約日に外国為替および通貨オプション市場において、解約がなければ存続したであろう本預金に内在する外国為替および通貨オプション取引につき、代替の契約を締結するか、または契約すると仮定した場合に要する費用(コスト)を言い、例えば米ドル建の場合「1 米ドルあたり〇〇円」で計算されます。また、この値がゼロまたはマイナスの場合、0として計算します。</td> </tr> <tr> <td>② 残存期間資金 コスト</td> <td>解約がなければ実現したであろう残存期間中の市場での予想運用収益額で、次のように算出します。 $\text{元本} \times (\text{解約時市場金利} - \text{約定金利}) \times \frac{\text{残存日数}}{360} \times \text{解約日 TTM}$ </td> </tr> </table>		① 取引再構築 コスト	解約日に外国為替および通貨オプション市場において、解約がなければ存続したであろう本預金に内在する外国為替および通貨オプション取引につき、代替の契約を締結するか、または契約すると仮定した場合に要する費用(コスト)を言い、例えば米ドル建の場合「1 米ドルあたり〇〇円」で計算されます。また、この値がゼロまたはマイナスの場合、0として計算します。	② 残存期間資金 コスト	解約がなければ実現したであろう残存期間中の市場での予想運用収益額で、次のように算出します。 $\text{元本} \times (\text{解約時市場金利} - \text{約定金利}) \times \frac{\text{残存日数}}{360} \times \text{解約日 TTM}$
① 取引再構築 コスト	解約日に外国為替および通貨オプション市場において、解約がなければ存続したであろう本預金に内在する外国為替および通貨オプション取引につき、代替の契約を締結するか、または契約すると仮定した場合に要する費用(コスト)を言い、例えば米ドル建の場合「1 米ドルあたり〇〇円」で計算されます。また、この値がゼロまたはマイナスの場合、0として計算します。					
② 残存期間資金 コスト	解約がなければ実現したであろう残存期間中の市場での予想運用収益額で、次のように算出します。 $\text{元本} \times (\text{解約時市場金利} - \text{約定金利}) \times \frac{\text{残存日数}}{360} \times \text{解約日 TTM}$					
中途解約・預入中止の際の注意点	<p>①、②は、為替相場・金利等市場動向や残存期間等に応じて変動します。</p> <p>また、違約金支払の結果、払戻額が当初預入元本を下回る元本割れの可能性があります。</p>					
中途解約の場合の適用金利	当初の条件にかかわらず、預入日から解約日の間は <u>解約時点の当該通貨の外貨普通預金利を適用する</u> ものとします。					

重要事項(<ターゲットA>) (続き)

中途解約違約金の具体例	<p>(注：米ドルの場合。あくまでも計算例であり実際の場合とは異なります)</p> <p>[前提]</p> <p>当初約定・・・元本：30,000 ドル（満期時約定元利金 30,119.53 ドル）</p> <p>適用利率：年 2.0%、預入期間：90 日、預入相場：104 円 00 銭</p> <p>タイプ②（判定幅 2 円）</p> <p>中途解約時 ・・・取引再構築コスト：1.0 円/\$ 経過日数 60 日（残存日数 30 日）</p> <p>解約日 TTM 相場：105 円 00 銭、解約時市場金利：年 3.0%</p> <p>とすると</p> <p>[違約金額]</p> $\begin{aligned} \text{違約金（概算）} &= (30,119.53 \text{ ドル} \times 1.0 \text{ 円}/\$) + (30,000 \text{ ドル} \times (\text{年 } 3.0\% \\ &\quad - \text{年 } 2.0\%) \times 30 \text{ 日} / 360 \text{ 日} \times 105 \text{ 円}/\$) \\ &= 30,119 \text{ 円} + 2,625 \text{ 円} \\ &= 32,744 \text{ 円} \end{aligned}$
税金の取り扱い（利息）	<p>マル優のお取り扱いはできません。</p> <p>個人の場合は、一律 20.315% の源泉分離課税〔国税 15.315%、地方税 5%〕、法人の場合は、15.315% の法人預金課税〔国税 15.315%〕または非課税となります。</p> <p>〈復興特別所得税が追加課税されることにより、平成 25 年（2013 年）1 月 1 日から令和 19 年（2037 年）12 月 31 日までの間にお受け取りになる利息に係る国税の税率は 15.315% となります〉</p>
為替予約の制限	<p>外貨償還が決定し、満期日に満期元利金を外貨で償還するまでは、この預金に別途為替予約を付すことはできません。</p>
募集方式	<p>所定の募集期間の開始前および終了後のお申込みはできません。</p>
預入方法	<p>円貨からの作成に限ります。</p>

(2) その他商品概要(＜ターゲットA＞)

販売対象	どなたでもご利用いただけます。 ただし、個人のお客さまは原則満18歳以上の方を対象とさせていただきます。		
取扱店	出張所・相談特化型店舗を含む全店でお申し込みいただけますが、ほくぎんローンプラザでは、お取り扱いいたしておりません。		
預入期間	1・3・6ヶ月（募集時に決定します） 自動継続のお取り扱いはありません。 また、市場環境によっては条件が表示できない場合もあります。		
募集方式	所定の募集期間のみお申込できます。 募集条件は募集の際に提示します。 募集期間・募集条件については店頭または当行ホームページでご案内します。 (<ほくぎん>ホームページ https://www.hokugin.co.jp/)		
<注意事項>	預入日までの市場環境の急激な変化等により取組みが困難になった場合には、当行の判断により募集を中止する場合があります。その場合は応募済みの場合でも応募がなかったものとします。		
取扱通貨	米ドル、ユーロ、豪ドルのうち、募集の都度ご案内します。		
預入方法	一括預入。円貨からの作成に限ります。		
預入金額・単位	募集の都度ご案内します。		
払い出し方法	満期日に①か②のいずれかで一括払戻 ① 円貨償還の場合：自動解約して元利金合計を指定円預金口座に入金 ② 外貨償還の場合：税引き後元利金合計を新元金として自動的に自動継続外貨定期預金（元利金継続）を作成		
適用利率	市場金利の動向に応じて募集時に決定します。窓口にお問い合わせください。 なお、お預け入れ時の利率は満期日まで変わりません。		
付利単位	通常は10通貨単位。詳細は、募集の都度ご案内します。		
計算方法	1年を360日とする日割計算。		
利払方法	期日にお預け入れ通貨で元金とともに一括してお支払いします。		
税 金	利 息	マル優のお取り扱いはできません。 利息に対する税金の換算相場は、解約日当日のTTB相場を適用します。	
	個 人	「利子所得」として、一律20.315%〔国税15.315%、地方税5%〕の源泉分離課税となります。	
	法 人	法人：15.315%〔国税15.315%〕の法人預金課税または非課税となります。	
為替差損益が発生する場合		預入相場と同一水準の特約相場で円転し円貨償還された場合、為替差損益は発生しません。①中途解約、②外貨償還後に解約する場合に為替差損益が発生する可能性があります。	
税 金 (つ づ き)	為 替 差 益	個人	「雑所得」として、確定申告による総合課税の対象となります。 ただし、年収2千万円以下の給与所得者で他の所得と為替差益を合算して、年間20万円以下の場合は申告不要です。
		法 人	原則、営業外収益として会計処理し、法人税申告額に算入してください。

税金 (つづき)	個人	他の黒字の「雑所得」から控除可能(損益通算)。 ただし、他の所得区分との損益通算は不可。
	法人	原則、営業外費用として会計処理し、法人税申告額に算入してください。
(注) 税金等の取扱については、必ず公認会計士・税理士その他の専門家にお客さまご自身でご相談ください。		
付加できる特約事項		ありません。
その他の権利制限		この預金を担保にしたお借り入れはできません。譲渡・質入もできません。
当行が契約している 指定紛争解決機関		一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
認定投資者保護団体		当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。
その他(*)	(1)	重要事項については、原則お預け入れの都度「契約締結前交付書面」にて、ご説明させていただきます。
	(2)	当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
	(3)	外貨償還で作成された外貨定期預金の詳細については、別途「外貨定期預金の商品概要説明書」をご参照ください。
	(4)	本預金について、「為替特約付外貨定期預金＜ターゲットA＞規定」を定めていますので、内容をご確認ください。

(*) 詳しくは、窓口におたずねください。

以上

〔外貨償還後の〕外貨定期預金の入出金に関する手数料

2022年6月27日現在

	取引方法	手数料率
お預け入れ	円現金・円預金でのお預け入れ	<p>〈ターゲットAが外貨償還になった場合〉 自動的に外貨定期預金が作成されるため、手数料は必要ありません。</p>
	外貨現金でのお預け入れ	
	ご本人の外貨預金から同一店内でのお預け入れ	
	到着した外貨送金でのお預け入れ	
お引き出し	円現金でのお引き出し・円預金へのお振替	<p><u>為替手数料</u>を含んだT T B相場を適用 (*)</p> <p>米ドル：1米ドルあたり1円 ユーロ：1ユーロあたり1円50銭 豪ドル：1豪ドルあたり2円</p> <p>*10万米ドル相当額以上の場合、為替相場はT T B相場によらず、お取引時点の市場実勢相場から上記為替手数料（米ドルの場合、1米ドルあたり1円）を減算した相場を適用します。</p>
	外貨現金でのお引き出し	<p>通貨ごとに定める当行所定の<u>キャッシング・フィー</u>が必要です。</p> <p>米ドル：1米ドルあたり6円 ユーロ：1ユーロあたり6円 (最低手数料 各通貨とも2,500円)</p> <p>なお外貨現金のお取り扱いについては店舗と通貨・金額に制限があります。 また資金用途によってはお断りする場合があります。 詳細は窓口にお問い合わせください。</p>
	ご本人の同一店内の外貨預金へのお振替	手数料は必要ありません。
	外貨建（同一通貨）送金にご使用	<p>以下の手数料がかかります。</p> <p><u>リフティングチャージ</u>（同一為替取扱手数料） 外貨額×0.05%×T T S相場（最低手数料2,500円）</p> <p><u>仕向送金手数料</u> 7,500円</p> <p><u>コルレス銀行手数料</u> 3,000円（依頼人負担の場合）</p> <p>上記金額を超過した場合には、差額をいただくことがあります。</p>

(注) 輸出入関連の手数料等、この表に記載のない手数料については、窓口にお問い合わせください。

上記手数料に消費税はかかりません。

この表は、ターゲットAが外貨償還（外貨定期預金）となった場合を想定して作成しております。